

# 鳥取市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組みの方針～

平成 2 6 年 6 月

(平成 2 7 年 7 月一部改正)

鳥取市通学路安全対策推進協議会

## < 目次 >

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 1. はじめに                   | 1  |
| 2. 本プログラムの位置づけ            | 2  |
| (1) 本プログラムの目的             | 2  |
| (2) 通学路における交通事故の状況        | 2  |
| 3. 取組方針                   | 5  |
| (1) 定期的な合同点検の実施           | 5  |
| (2) 継続的な取り組み（P D C Aサイクル） | 5  |
| (3) 関係者の連携・協力             | 5  |
| (4) 総合的な対策の検討・実施          | 5  |
| (5) 情報の公表について             | 6  |
| 4. 推進体制について               |    |
| (1) 通学路安全対策推進協議会の設置       | 6  |
| (2) 通学路安全対策推進協議会のメンバー     | 6  |
| (3) 通学路安全対策推進協議会の検討事項     | 7  |
| 5. 合同点検の実施について            | 7  |
| (1) 合同点検の実施体制             | 7  |
| (2) 合同点検の実施方法             | 7  |
| (3) 合同点検結果の公表について         | 8  |
| 6. 通学等における交通安全対策の考え方      | 9  |
| (1) 見通しの確保                | 9  |
| (2) 歩車分離の考え方              | 9  |
| (3) 車両の速度抑制、通過車両の排除       | 9  |
| (4) 照度の確保                 | 10 |
| (5) 安全な通学路の指定             | 10 |
| (6) 交通安全意識の高揚と情報の周知       | 10 |
| 7. 本プログラムの推進について          | 11 |
| (1) 推進フロー                 | 11 |
| (2) フォローアップについて           | 12 |

## 1. はじめに

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童等が関係し、死傷者が発生する事故が相次いで発生したことにより、文部科学省、国土交通省および警察庁の三省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関合同による緊急合同点検が全国で実施された。

鳥取市においても、これまでに、平成24年から平成26年の3カ年にわたり、鳥取市、鳥取県、鳥取県警、学校関係者、国土交通省等の関係者が連携し、通学路の合同点検を行ってきたところである。また、合同点検の結果を踏まえて、各主体による安全対策も講じられている。

このような通学路における交通安全の確保の取り組みを一過性に終わらせるのではなく、継続的に推進することにより、児童・生徒を交通事故の危険から守ることが重要である。そのため、鳥取市における通学路の安全対策を推進することを目的として、関係者で構成される「鳥取市通学路安全対策推進協議会」を新たに設置し、通学路の合同点検や安全対策実施に関する協力体制を築くこととする。

## 2. 本プログラムの位置づけ

### (1) 本プログラムの目的

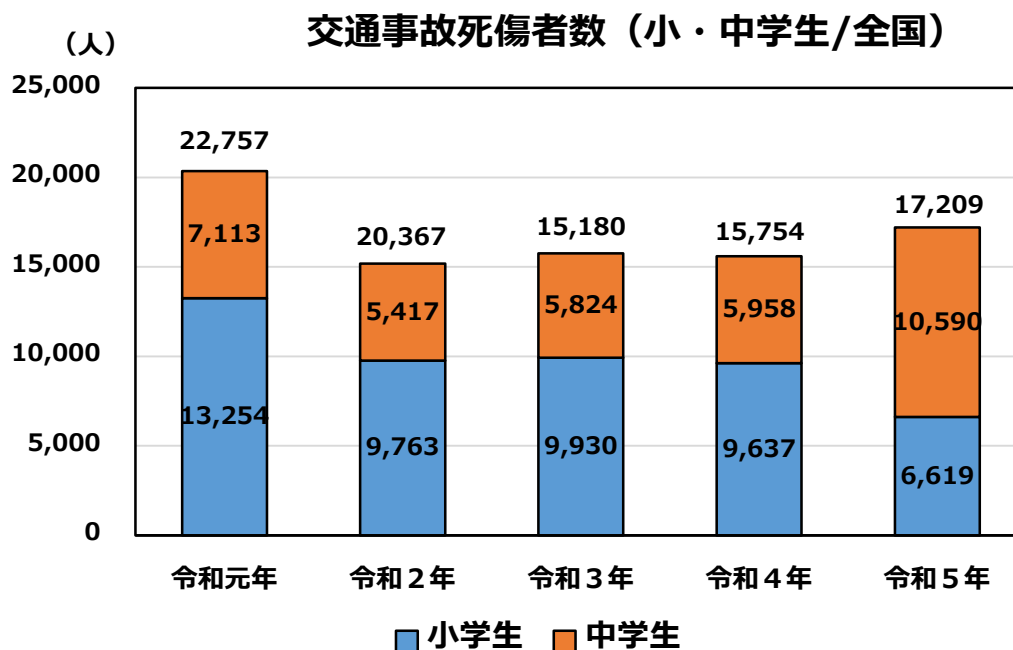
本プログラムでは、児童・生徒が安全に通学できるように、鳥取市における通学路の安全確保に向けた取り組みを関係機関が連携して推進することを目的とし、推進体制、通学路合同点検の考え方等を定める。今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携し、通学路の安全確保に向けた取り組みを推進することとする。

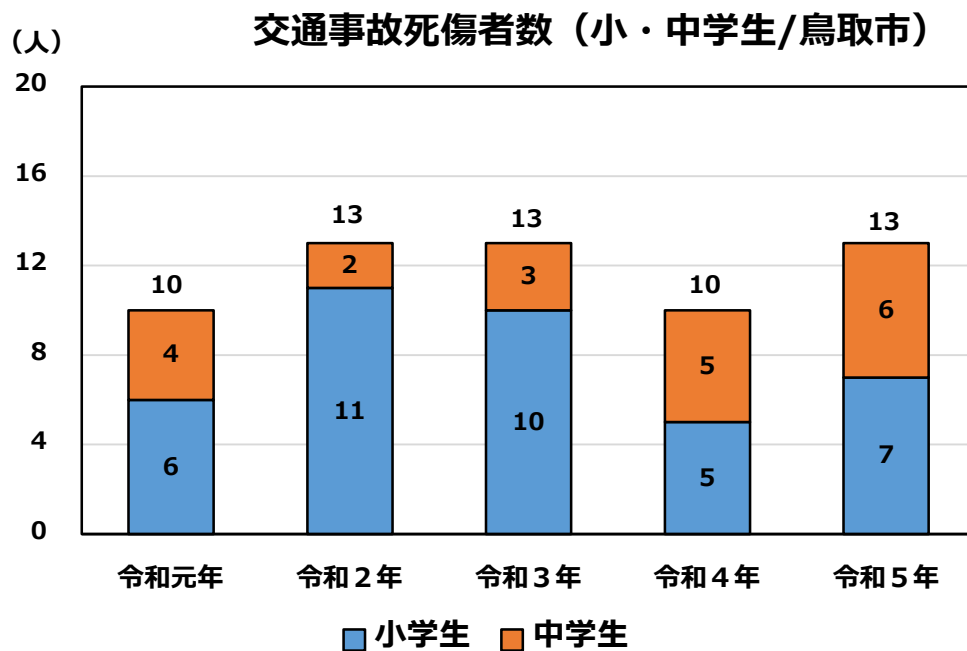
なお、本プログラムは、プログラムの進捗状況、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、「鳥取市通学路安全対策推進協議会」での議論を経て、随時、見直すものとする。

### (2) 通学路における交通事故の状況

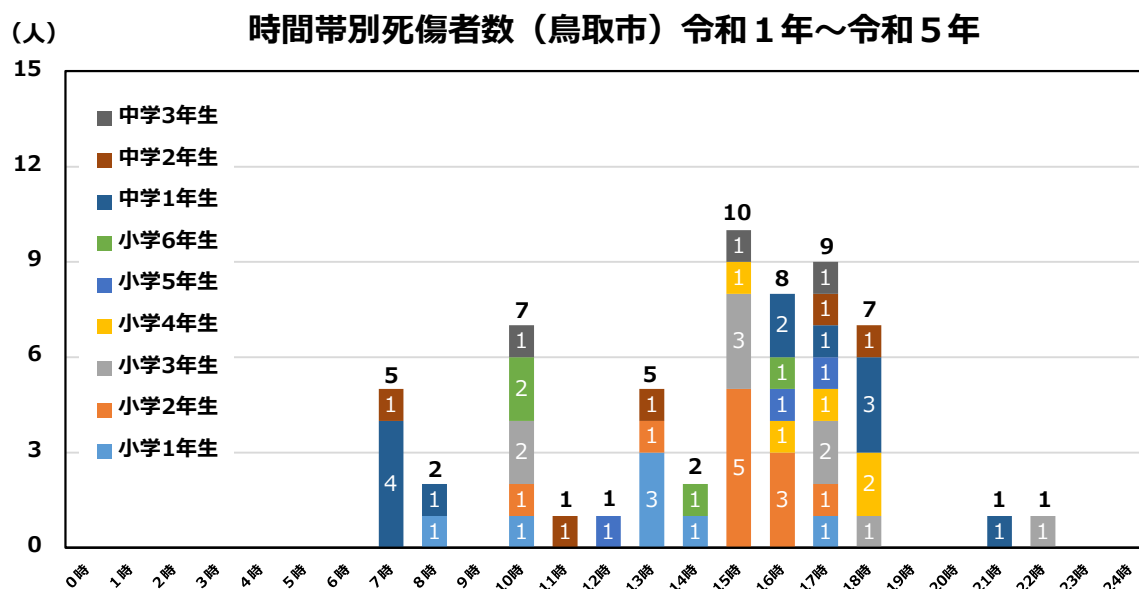
令和5年の全国の交通事故による死者数は2,678人で、前年から68人増加し、7年連続して減少していたところ、8年ぶりに増加に転じた。また、負傷者数も365,595人で19年ぶりに増加に転じた。鳥取市における令和5年の交通事故による死者数は5人であり、負傷者数は220人であった。

令和5年の全国の小学生、中学生の死傷者数は、17,209人であり、前年から1,614人増加した。鳥取市の小学生、中学生の死傷者数は13人（死者なし）で、前年から3人増加した。



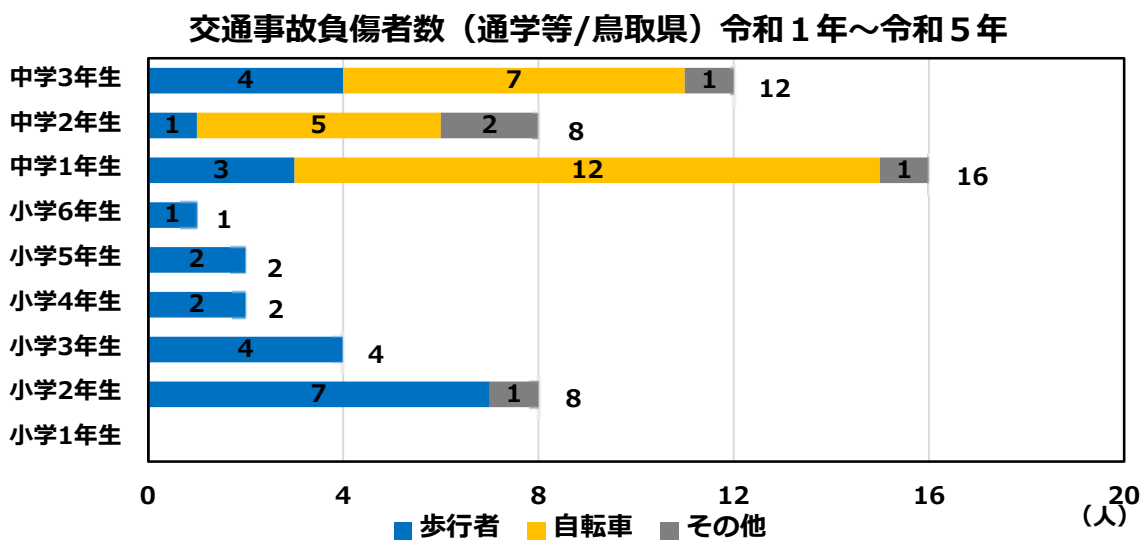
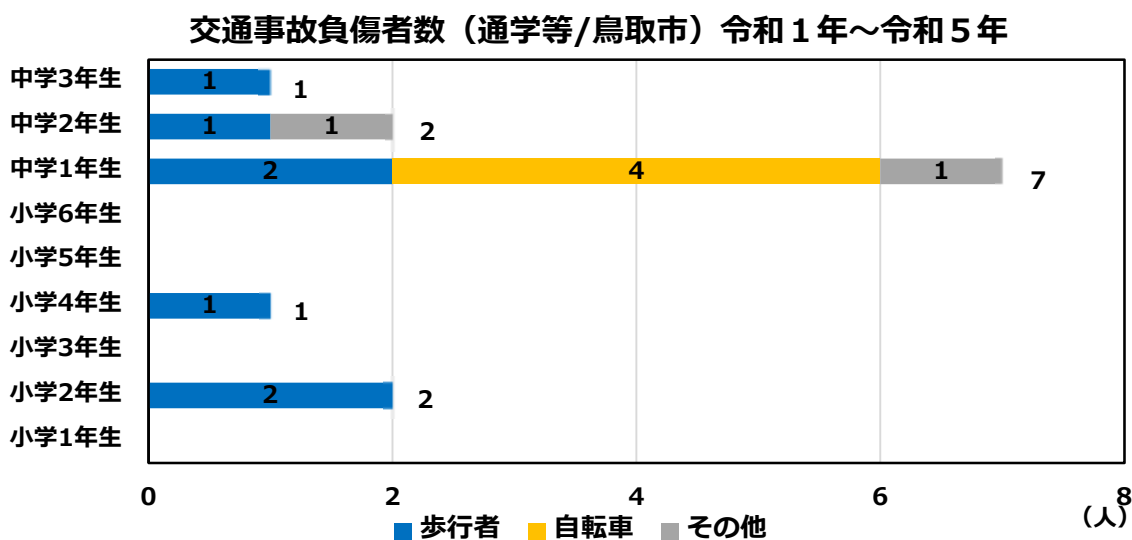


令和1年から令和5年の5か年の鳥取市における交通事故による小学生、中学生の死傷者数は59人であり、時間帯別で見ると、15時台から18時台の間が34人（約58%）、そのうち、小学2年生から4年生が20人（約59%）であった。



令和1年から令和5年の5か年の鳥取市における小学生、中学生の通学等（登校、学業中、下校）時の交通事故による負傷者数は13人であり、そのうち中学1年生の7人が最も多かった。

鳥取県全体では負傷者数は53人で、そのうち中学生は36人（約68％）であり、さらにそのうちの24人（約67％）が自転車利用時の交通事故であった。また、事故類型別で見ると、鳥取市では歩行者の道路横断中の交通事故が7件と最も多く、鳥取県全体では歩行者の道路横断中22件のほか、自転車の出会い頭事故19件が多くなっている。



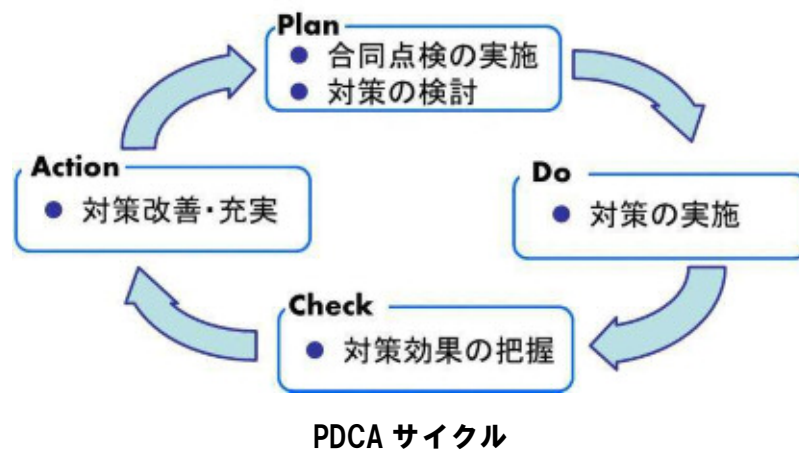
### 3. 取組方針

#### (1) 定期的な合同点検の実施

通学路の安全を確保するため、原則毎年度、学校単位で学校・P T A、道路管理者、警察等の関係者による合同点検を実施する。

#### (2) 継続的な取り組み（P D C Aサイクル）

通学路の安全性は、地域の交通状況や道路状況等により変化するものであるから、継続的に合同点検を実施することにより状況の変化に対応する。また、合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策改善・充実を一連のサイクル（P D C Aサイクル）として繰り返し実施する。



#### (3) 関係者の連携・協力

教育委員会、学校、保護者、道路管理者、警察等の関係者が連携して、合同点検の実施や対策の実施等を図るとともに、取り組みの推進にあたっては、地域住民や道路利用者、関係機関等の協力が得られるよう努める。

#### (4) 総合的な対策の検討・実施

合同点検の結果を受けた安全対策については、それぞれの関係者が実施する対策を組み合わせることでより高い効果が得られることがあることから、関係者が連携し、ハード、ソフト両面から総合的な対策を検討し実施する。

#### (5) 情報の公表について

地域住民、道路利用者などの協力を得るため、通学路の安全確保の取り組みについて、ホームページや広報誌等を活用して適切に情報発信する。また、合同点検の実施状況、対策必要箇所、対策状況等について関係者で認識を共有するため必要な情報について公表する。

## 4. 推進体制について

#### (1) 通学路安全対策推進協議会の設置

鳥取市における通学路の安全確保に向けた取り組みを推進するために、関係者で構成される「通学路安全対策推進協議会」を設置する。

なお、通学路安全対策推進協議会の事務局は、鳥取市教育委員会事務局学校教育課が担当する。

#### (2) 通学路安全対策推進協議会のメンバー

通学路安全対策推進協議会のメンバーは、以下のとおりとする。

- ・ 鳥取市教育委員会  
    学校保健給食課
- ・ 鳥取市  
    協働推進課      都市企画課      道路課
- ・ 鳥取県 鳥取県土整備事務所  
    計画調査課長
- ・ 国土交通省鳥取河川国道事務所  
    道路管理第二課      鳥取国道維持出張所      郡家国道維持出張所
- ・ 鳥取県警察  
    鳥取警察署交通第一課      浜村警察署地域交通課  
    智頭警察署地域交通課
- ・ 学校代表  
    鳥取市小学校校長会      鳥取市中学校校長会
- ・ P T A 代表  
    鳥取市小学校 P T A 連合会      鳥取市中学校 P T A 連合会
- ・ 地域代表  
    鳥取市自治連合会



### (3) 通学路安全対策推進協議会の検討事項

通学路安全対策推進協議会においては、以下の事項についてメンバー間で認識を共有することとする。

- ①各年度の合同点検の実施について  
※鳥取市全体の実施スケジュールや点検箇所 等
- ②対策メニューの考え方について
- ③対策実施状況のフォローアップについて  
※対策実施結果・予定、効果把握 等
- ④本プログラムの見直しについて

## 5. 合同点検の実施について

### (1) 合同点検の実施体制

合同点検は、各学校単位で行うものとし、学校、PTA(保護者)、道路管理者、警察署を含む体制で実施することを基本とする。なお、必要に応じて、地域住民や道路利用者等にも合同点検に参加してもらえよう協力を要請する。

### (2) 合同点検の実施方法

合同点検については、以下の手順で行う。

- ① 現地での合同点検に先立って、合同点検を実施する必要がある箇所「点検箇所」を選定する。点検箇所の選定にあたっては、教育委員会が各学校に、PTA(保護者)、自治会の要望を踏まえた上で点検箇所(案)を抽出するように依頼する。なお、道路管理者や警察の立場から、関係者が合同で点検すべきと考える箇所がある場合には、必要に応じて点検箇所(案)として抽出する。抽出された点検箇所(案)の中から、点検の実施期間等を勘案した上で、学校、PTA(保護者)、道路管理者、警察署が合同で点検し対策メニューを検討すべき箇所を、当該年度に点検する点検箇所として選定する。

なお、点検箇所の選定にあたっては、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な点検に心がける。

- ② 学校毎に、合同点検の参加者で調整の上、合同点検の実施日を決定する。

なお、当該年度での対策実施を可能にすることや、日程調整の容易さから、7月～9月頃に合同点検を実施することが想定されるが、積雪時の危険箇所については冬期に点検を実施するなど、必要に応じて児童・生徒の通学時の状況が適切に把握できるような実施時期、時間に配慮する。

- ③ 合同点検を実施する。
- ④ 合同点検の結果、何らかの対策が必要と判断された箇所「対策必要箇所」を選定する。
- ⑤ 対策必要箇所について、箇所毎に、歩道整備や防護柵の設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策などの総合的な対策メニューを関係者で連携・協議して検討する。対策メニューの検討にあたっては、「6. 通学路における交通安全対策の考え方」を踏まえ、地域の実情に応じた対策メニューとなるように心がける。
- ⑥ 対策メニューに基づいて、各対策を実施する主体が、それぞれに対策案（設計、実施計画等）を作成する。
- ⑦ 各主体が対策を実施する。
- ⑧ 実施された対策について、期待された効果が上がっているか、児童・生徒が安全になったと感じているか等対策の効果把握に心がける。効果把握にあたっては、車両速度や歩行者と車両の離隔等の計測データの取得についても検討する。また、対策の効果把握の結果を踏まえて、必要に応じて、追加して実施可能な対策について検討する。

### （3）合同点検結果の公表について

通学路安全対策推進協議会は、合同点検の実施状況や対策が必要な箇所を関係者間で認識を共有するために、対策必要箇所を示した「対策一覧表」「対策箇所図」を作成し、公表する。「対策一覧表」「対策箇所」には、対策内容、対策完了箇所、対策実施時期の目処等がわかるようにする。

## 6. 通学路における交通安全対策の考え方

学校、道路管理者、警察等は、合同点検において、交通安全対策が必要と判断された場合には校区における関係機関、交通安全団体、ボランティア、保護者および地域住民等の協力を得て、次に示す考え方にに基づき、当該学校の実情に応じた安全対策が実施されるように努めるものとする。

### (1) 見通しの確保

- ・住宅、道路など周囲からの見通しを確保する。
- ・死角となる物件又は箇所がある場合は、死角を解消するためのカーブミラー等の設備が整備されていること。
- ・通学路にある樹木については、定期的な剪定又は伐採を行うほか、新たに植栽を行う場合は、樹種の剪定及び植栽の位置に配慮し、死角となる箇所の発生を防止する。

### (2) 歩車分離の確保

- ・道路については、幅員が広い等構造上可能な場合は歩道と車道とが分離されていること。
- ・幅員等の関係上、歩道と車道との分離が困難な道路については、交通量や通学児童数等を勘案し、路面標示の施設、区画線の整備、カラー舗装等の安全対策が講じられていること。
- ・交通量が多い交差点や児童・生徒が道路を横断する箇所においては、横断歩道や信号機等の安全対策が講じられていること。

### (3) 車両の速度抑制、通過車両の排除

- ・生活道路など比較的幅員が狭い道路が通学路の場合は、「ゾーン 30」や歩行者用道路規制、時間規制、一方通行規制等などの車両の速度を抑制したり、エリアへの通過車両の進入を抑止する対策を検討すること。
- ・車両速度抑制や通過車両の排除に有効な交通規制等を実施する場合には、その効果をより高めるために、狭さく、ハンプ、カラー舗装等の物理的な対策をその特徴を理解したうえで実施するよう努めること。

#### **(４) 照度の確保**

- ・防犯灯、街路灯等の照明設備により夜間において極端な明暗が生じないように配慮しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

#### **(５) 安全な通学路の設定**

- ・通学区域の交通事情などを的確に把握することに加えて、防犯上の視点も勘案しながら、最も安全と思われる通学路の設定に努めるものとする。
- ・設定された通学路について、児童・生徒の通学路として適切でないと思われる事態が生じたときは、該当通学路について変更、廃止を検討する。
- ・通学路のうち特に安全への配慮が必要な箇所や主要な交差点等では、保護者や地域住民による立ち番等、地域の協力に基づいた安全性をより高める取り組みの実施を検討すること。

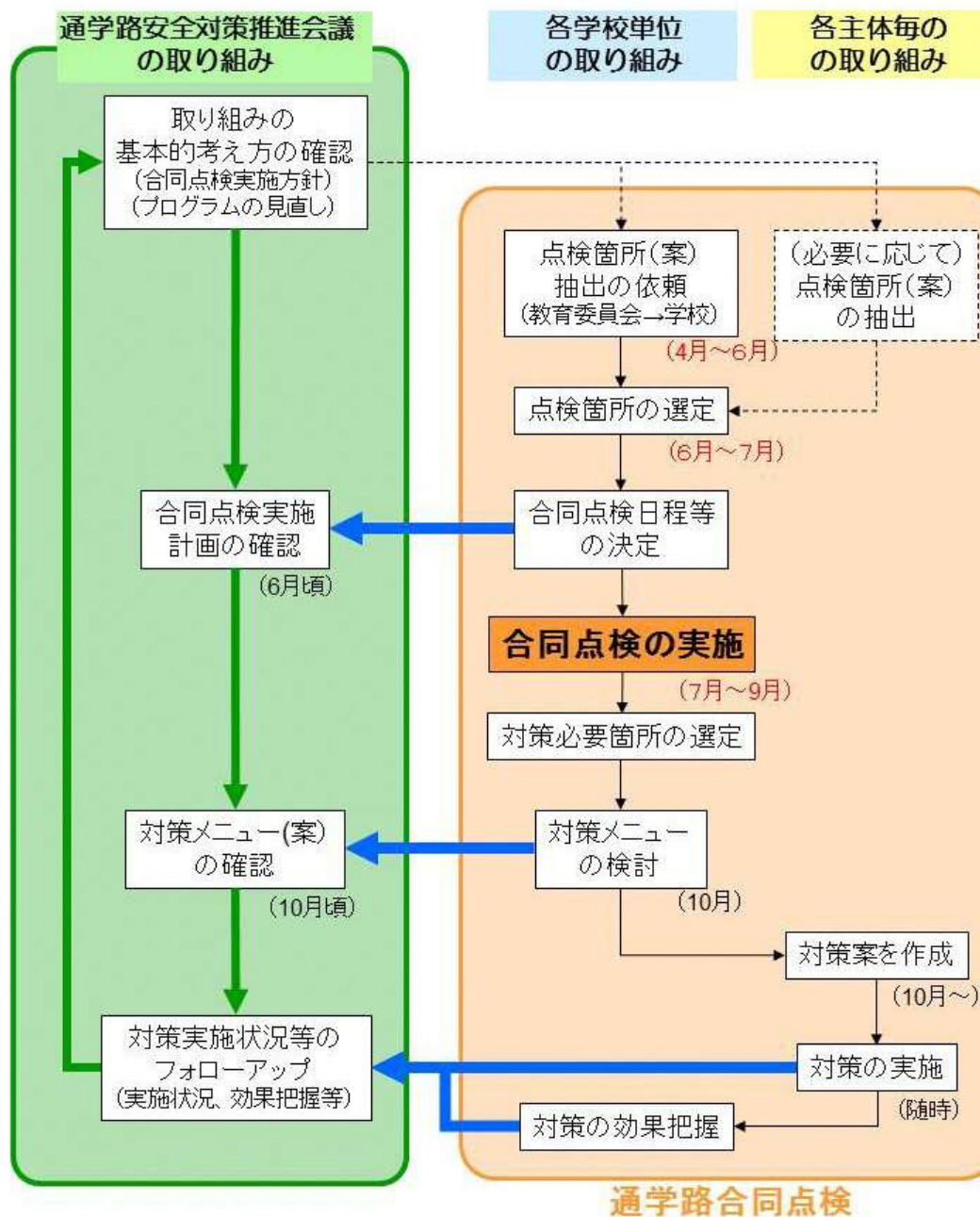
#### **(６) 交通安全意識の高揚と情報の周知**

- ・児童・生徒に対して定期的に交通安全指導を行い、交通安全意識の高揚を図る。

## 7. 本プログラムの推進について

### (1) 推進フロー

本プログラムを推進するにあたっての基本的なフローを示す。なお、フロー中に示す時期については、概ねの目安とし、関係者で調整の上、可能なものから随時実施するものとする。



※実施時期については、概ね目安とし、可能なものから随時実施する。

### 推進フロー

## （２）フォローアップについて

**通学路安全対策推進協議会**は、交通事故の発生状況、合同点検の結果を受けた対策の実施状況、対策の効果等を把握することにより取り組みのフォローアップを行い、以後の取り組みの基本的な考え方に反映させる。